

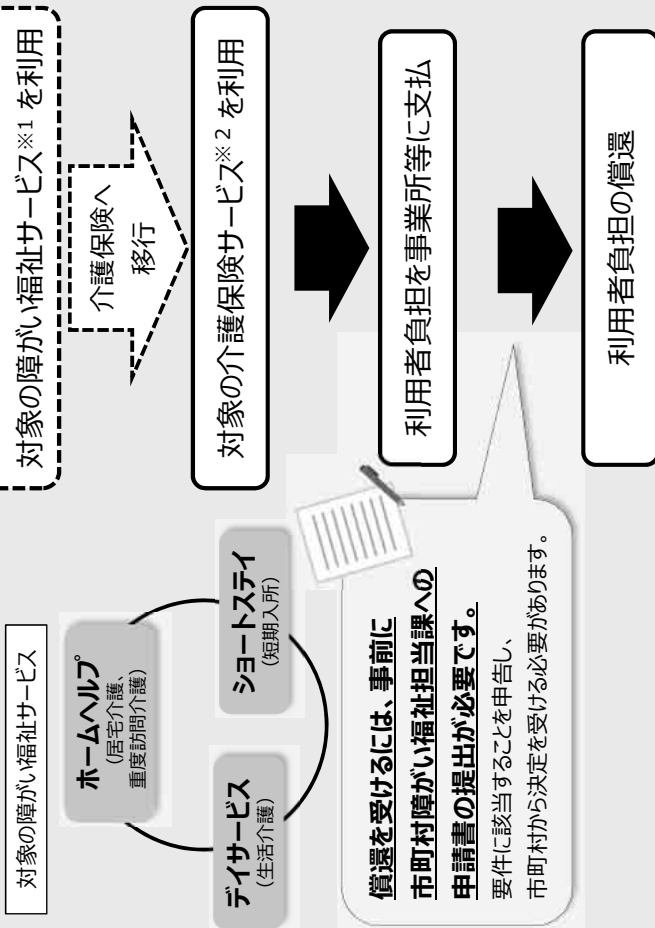
# 高齢障がい者の方の 利用者負担軽減制度

が始まりました。

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス※1の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービス※2の利用者負担が償還されます。

- ※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護

## 償還の流れ



## 対象となる方

次の①～④を全て満たす方

①	65歳に達する日前5年間、特定の障がい福祉サービス※の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。 ※ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時と同様）
③	障がい支援区分（障がい程度区分）が、区分2以上であったこと。
④	65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

## よくある質問

- Q 「63歳の時に入院して、障がい福祉サービスを  
利用していない期間がある」場合は対象になりますか？
- A やむを得ない事由により、障がい福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合も、制度の対象となる場合があります。  
詳しくは、お住まいの市町村障がい福祉担当課に  
お問い合わせください。

